



照明灯設置工事等の積算及び損失の補償に関する消費税の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成 9 年 7 月 9 日

管 第 347 号
平成 9 年 7 月 9 日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

照明灯設置工事等の積算及び損失の補償に関する消費税の取扱いについて（通知）

このことについては、それぞれ土木部制定の土木工事標準積算基準書、（ ）及び中央用地対策連絡協議会事務局長通知等により行うこととしておりますが、今後は下記の事項に十分注意し、事業の適正な執行に努めるよう貴課、所職員に周知徹底してください。

記

1 照明灯設置工事等の積算について

(1) 積算基準

照明灯設置工事の積算基準は、土木部制定の土木工事標準積算基準書（ ）（電気編）（以下「基準書（電気編）」という。）を適用する。
ただし、官庁営繕に関する工事等を除く。

(2) 諸経費の取扱い

積算に当たり、基準書（電気編）第 2 章 1 の別表第 1 に掲げるデザインポール及び器具等の機器（工場製作物）（以下「デザインポール等」という。）は、共通仮設費、現場管理費、技術者間接費、一般管理費等の諸経費の対象から除外する。
なお、照明灯等の設置工事と一般土木工事等とを併せて積算する場合においても、デザインポール等は上記の諸経費の対象から除外する。
ただし、据付費（設置費）は諸経費の対象とする。

(3) デザインポール等の定義

デザインポール等とは、カタログ等への掲載の有無にかかわらず、市販品以外の特別に注文する照明灯等をいう。
なお、市販品とは常時製作され、通常在庫があるものをいい、特別に注文する照明灯等とは、各現場にあわせて受注後に製作されるものをいう。

(4) 土木設計積算システム（TCAP）における取扱い

別紙 - 1 のとおりとする。

2 損失の補償に関する消費税の取扱い

公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税の取扱いについては、平成 9 年 3 月末までは平成元年 4 月 1 日付中央用地対策連絡協議会事務局長通知等の諸通知により適正な補償金算定を行うよう指導してきたところです。

また、平成 9 年 4 月 1 日から、消費税の税率等が変わるとともに地方消費税が導入されるなど制度の改正が行われました。

今後も、平成 9 年 4 月 1 日付中央用地対策連絡協議会事務局長通知等の諸通知の趣旨の理解をより徹底し、消費税及び地方消費税相当額を考慮する必要性を個別に審査・判断の上、公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の適正な取扱いについて一層努めてください。

様

平成 年 月 日 絡

鳥取県〇〇土木事務所長

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく下記により、当該資材についての見積価格を提出されますようお願い申し上げます。

記

1 見積条件

品 目 規格、寸法等		
納入時期	平成 年 月 頃	平成 年 月 頃
納入場所		
据付費	・含む ・含まない	・含む ・含まない
納期	ヶ月	ヶ月
見積有効期間	ヶ月	ヶ月
工場検査	☐ 社内 ☐ 立会	☐ 社内 ☐ 立会
メーカー名		
見積価格構成	☐ 製造原価 ☐ 商品仕入価格 ☐ 現場持込価格	☐ 製造原価 ☐ 商品仕入価格 ☐ 現場持込価格
参考図	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
その他		

注) 消費税相当額抜きの価格にしてください

2 見積提出期限 平成 年 月 日

3 担当者職氏名

なお、依頼内容について疑義のある場合は、担当者まで連絡してください。

材料単価の決定要領

1 通 用

この要領は、鳥取県土木部が制定する材料単価（公営住宅を含む営繕関係は除く）以外の材料単価決定に適用する。

なお、この要領によることが著しく不適當であると認められるものについては、別途運用できるものとする。

2 用語の定義

(1) 物価資料・・・(財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」、「建設物価ニュース速報」及び(財)経済調査会発行の「月刊積算資料」、「週間速報物価版」をいう。

(2) 見積書・・・メーカー、商社等から見積りを徴収したものをいう。

(3) 特別資料・・・物価資料、見積書以外の調査資料をいう。

3 材料単価決定の方法

材料単価は原則として起工決裁の月の実勢価格を使用する。

適用優先順位は次のとおりとする。

(1) 物価資料による場合

月刊建設物価の価格を採用することを原則とする。

月刊建設物価に掲載されていない材料については、月刊積算資料の価格を採用する。

ただし、特に価格の変動が著しい材料にあつては、速報版の価格を採用することができるものとする。

なお、物価資料の価格を採用するに当たっては、荷渡し場所、取引数量、流通経路のうち価格を調査した段階及び価格の適用等の条件を確認し、その適用を誤まらないよう十分注意すること。

1) 実勢価格の場合

物価資料には実勢価格として、大口需要者渡し価格、小口需用者価格があるが、原則として大口需要者渡し価格を採用するものとする。

なお、特別の場合は実情にあったものとする。

2) 公表価格の場合

公表価格（メーカー希望価格）で記載されている場合は、そのまま採用しないで、見積り等により決定するものとする。

また、カタログ等による場合も同様とする。

(2) 見積書による場合

物価資料に実勢価格が掲載されていない場合は、見積りにより決定する。

- 1) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、納入場所及び消費税相当分を含まない等の条件を提示し、別添様式により見積依頼を行うものとする。

また、見積りは積算の手間を省略するため、現場渡し価格とし、加工を含む材料の場合は加工を含んだ価格とする。

- 2) 見積りを徴収する場合は原則として5社以上から徴収し、見積価格は、異常値を排除した3社以上の平均値とする。

- 3) 見積りを徴収し単価決定を行う際には、他の類似品等の実勢価格と見積価格の割合を乗じて材料単価を決定する。

なお、類似品等とは鳥取県土木部が制定する材料単価表又は物価資料等に実勢価格が掲載されている類似品又は他規格品をいう。

$$\text{材料単価} = \frac{\text{類似品等の実勢価格}}{\text{類似品等の見積価格}} \times \text{見積価格}$$

また、見積数が過小な場合は、その価格の適正を充分検討すること。

(3) 特別資料による場合

上記の単価決定方法により難しい場合は、材料単価を適切に把握できる調査機関に委託した特別資料による価格を採用する。